

第2次 始良市地域福祉計画

みんなので支え合い、尊重し合い、安心していきいきと暮らせるまちづくり

概要版

2019▶▶2023



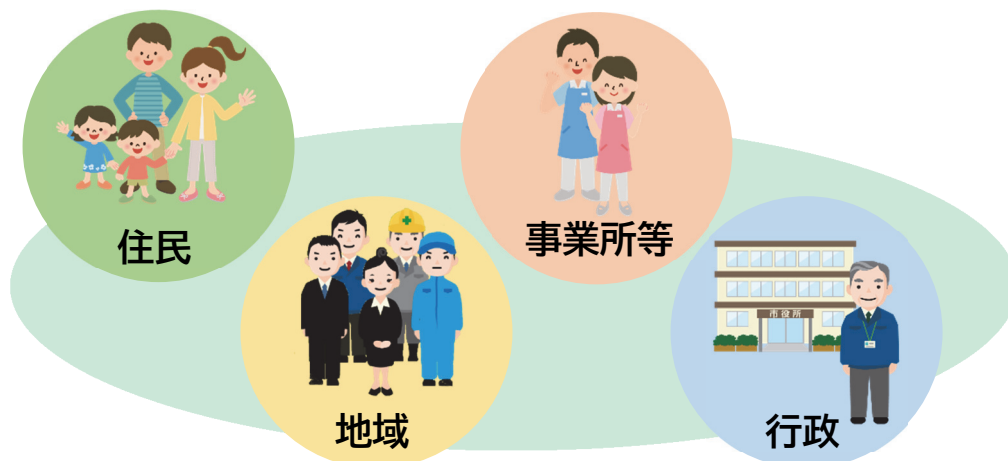
平成31年3月
始良市



地域福祉計画とは

地域福祉とは、住み慣れた地域で、家族や身近な人々との“つながり”を保ちながら、住民と地域（自治会や校区コミュニティ協議会などの地域団体、社会福祉法人やNPO法人などの事業所やボランティアなど）、行政による相互の助け合い、支え合いの中で、それぞれが役割を持ち、誰もが自分らしく安心して暮らし続けていくことができるようなまちづくりを目指すことを言います。

地域福祉計画は、市の将来を見据えた地域福祉推進の在り方などを定めるものです。



計画の位置づけ

本計画は、始良市総合計画に掲げる基本理念「可能性全開！夢と希望をはぐくむまちづくり ～ひとりひとりが主役 住みよい県央都市 あいら～」に基づくもので、全ての住民を対象にした保健福祉施策の総合計画として位置付けます。

また、高齢者、障がい者、児童等に係る計画との整合性および連携を図り、これらの既存計画を内包する計画として、本市における総合的な福祉計画とします。

計画の期間

計画の期間は、平成 31 年度（2019 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までの 5 か年とします。ただし、3 年を目処に見直しを行います。

年度	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 33 年度 (2021)	平成 34 年度 (2022)	平成 35 年度 (2023)
第 2 次始良市 地域福祉計画	見直し				



計画の基本理念

第1次始良市地域福祉計画の良かった点、反省点などを踏まえ、誰もが役割をもち、住民・地域・行政が一体となり住みよいまちづくりができるような、これからの地域福祉推進の在り方を定めます。



基本理念

みんなで支え合い、尊重し合い、安心していきいきと暮らせるまちづくり

基本目標 1

“SOS”を見逃さず
「安心」を形にする

施策の方向性

- (1) 包括的な相談支援体制の充実
- (2) 地域の福祉課題に関心をもつきっかけづくり
- (3) 安心できる生活を支える仕組みの整備
- (4) 安全に暮らせるまちづくり

基本目標 2

利用者本位の
サービス及び
サービスの総合化
の実現

施策の方向性

- (1) 複合化・複雑化する多様なニーズに対応できる体制づくり
- (2) 適切なサービス選択のための取組
- (3) 良質で多様なサービス供給の仕組みづくり

基本目標 3

市民・地域と行政の
協働による
地域福祉推進

施策の方向性

- (1) 総合的な地域福祉力の強化
- (2) ボランティア及び新たな参加の促進
- (3) 地域共生社会の具現化への支援



基本目標 1

“SOS”を見逃さず「安心」を形にする

市民の生活課題は多様であり、あらゆる“SOS”も見逃すことがないよう、見守りのネットワークづくりや気軽に相談できる環境づくりが求められます。誰にも相談できず困窮に陥る事態や、住民の抱える課題が顕在化せず、“SOS”信号が発見されないまま社会的に孤立してしまうような事態を防ぎ、必要な支援につなげていくため、「受け身」体制ではなく、いわゆる「アウトリーチ型」の支援・相談体制の構築が必要です。

多様な福祉ニーズについて、情報発信の充実や相談体制の整備に努め、迅速に対応するとともに、必要な支援につながる体制づくりを推進します。

(1) 包括的な相談支援体制の充実

主な取組	①住民の相談を包括的に受け止める場の整備・周知
	②協働による包括的な相談支援体制の構築
	③制度の狭間や潜在的な課題への対応
	④生活困窮者自立支援法に基づく各事業の推進
	⑤住宅確保要配慮者への支援
	⑥情報提供の整備・充実

(2) 地域の福祉課題に関心をもつきっかけづくり

主な取組	①地域住民等が相互に交流を図ることのできる拠点づくり
	②地域における人権・福祉学習の推進
	③インクルーシブ教育の推進
	④生涯学習の推進

(3) 安心できる生活を支える仕組みの整備

主な取組	①権利擁護体制の充実
	②虐待防止体制の充実
	③支援を必要とする犯罪をした人の社会復帰支援
	④自殺対策への取組
	⑤健康づくりへの取組

(4) 安全に暮らせるまちづくり

主な取組	①災害時における要配慮者への支援対策の促進
	②避難行動要支援者の把握
	③地域の避難場所の確保
	④防犯・安全対策の推進
	⑤人にやさしいまちづくりの推進
	⑥地域公共交通網の整備



基本目標 2

利用者本位のサービス及びサービスの総合化の実現

利用者本位の考え方に立って、利用者が求める支援を全体としてとらえ、その人の生活課題を総合的かつ継続的に把握し、制度やサービスの種別、実施主体の相違を越えて、対応する適切なサービスのセットが、総合的かつ効率的に提供され、その利用へのアクセスが阻害されないような体制を身近な地域において構築する必要があります。

また、地域福祉の推進においては、地域の身近なところで総合的な相談が受けられ、サービスの適切な利用と結び付けられる体制を整備することが重要です。

地域住民の生活課題は、必ずしも専門分化した単一の福祉サービスによって充足されるものではなく、しばしば、福祉・保健・医療その他生活関連分野にまたがるものであり、公共的サービス・民間によるサービスやサポートを含めて、複数のサービスを適切に組み合わせることで総合化することによって満たされることが少なくありません。このため、こうした多様なサービスそれぞれが十分な連携を図って総合的に展開されていくことが不可欠であり、総合的サービスの提供体制を確保していきます。

(1) 複合化・複雑化する多様なニーズに対応できる体制づくり

主な取組	①市民の福祉ニーズを把握する仕組みづくり
	②関係機関との連携によるニーズの把握
	③庁舎内支援窓口の充実と連携強化

(2) 適切なサービス選択のための取組

主な取組	①分かりやすい情報提供の推進
	②サービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保

(3) 良質で多様なサービス供給の仕組みづくり

主な取組	①社会福祉協議会との連携強化
	②民間福祉サービス事業者の育成・支援
	③地域包括ケアシステム及び在宅福祉サービスの充実
	④庁内等における人材の育成



基本目標 3

市民・地域と行政の協働による地域福祉推進

近年、多発する自然災害においてボランティアが復興の大きな力となっています。また、地域住民の参加や関係団体と連携した活動が全国で広がりつつあり、地域福祉の推進においても、地域住民を施策の対象としてのみとらえるのではなく、地域福祉の担い手として位置づけるとともに、「地域福祉力」を強化推進するために関係諸団体及び公共的なサービスと連携を密にして地域資源を活用していかなければなりません。

地域住民、行政の双方が「福祉は行政が行うもの」という意識を改め、地域社会の全構成員（住民等）がパートナーシップの考えをもつことが重要です。また、ノーマライゼーションの理念に基づき、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、市民の誰もが主体的に社会参加し、支えあい、協働しながら地域福祉の推進に取り組める「地域共生社会」のまちづくりを推進します。

（１）総合的な地域福祉力の強化

主な取組	①地域活動団体や関係機関の連携・強化
	②地域での交流活動の充実
	③高齢者・障がい者の交流機会の充実

（２）ボランティア及び新たな参加の促進

主な取組	①ボランティア・市民活動の育成と活動支援
	②新たな参加や活動を創るための環境の整備
	③福祉関係の NPO 活動の育成

（３）地域共生社会の具現化への支援

主な取組	①地域の見守り体制・支えあい活動の強化
	②地域活動団体等の支援及び地域リーダー等の人材育成
	③共同募金等の取組の推進や地域づくりにおける官民協働の促進
	④福祉施設と地域の交流の促進
	⑤補助事業を活用した地域づくり支援



協働して地域福祉を推進していくために

住民の役割

- 一人ひとりが福祉に対する意識や理解を深め、地域社会の構成員の一員であることを自覚しましょう。
- 地域における福祉活動の担い手として、ボランティアなどの社会活動に積極的・主体的に参画しましょう。
- 子どもから大人まで、また、高齢者や障がい者など、多様な主体がそれぞれの立場、経験、知識などを活かし、皆が役割をもって地域福祉活動の担い手として、積極的に参画しましょう。

地域の組織・団体の役割

- 地域における福祉課題に対しては、それぞれの地域の組織や団体が個々に活動するだけでなく、それぞれが特徴を活かし、互いの連携を深めながら、その解決や改善に向けた活動を進めていきましょう。

福祉サービス事業者の役割

- その専門性を活かし、住民の福祉ニーズに応じたサービスの提供、利用者視点の自立支援、サービスの質の確保、専門的知識を活かした情報提供などに積極的に取り組みましょう。
- 今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、さらに、その人的、物的資源を活かしながら、住民が福祉活動へ参加するための支援などに取り組みましょう。

社会福祉協議会の役割

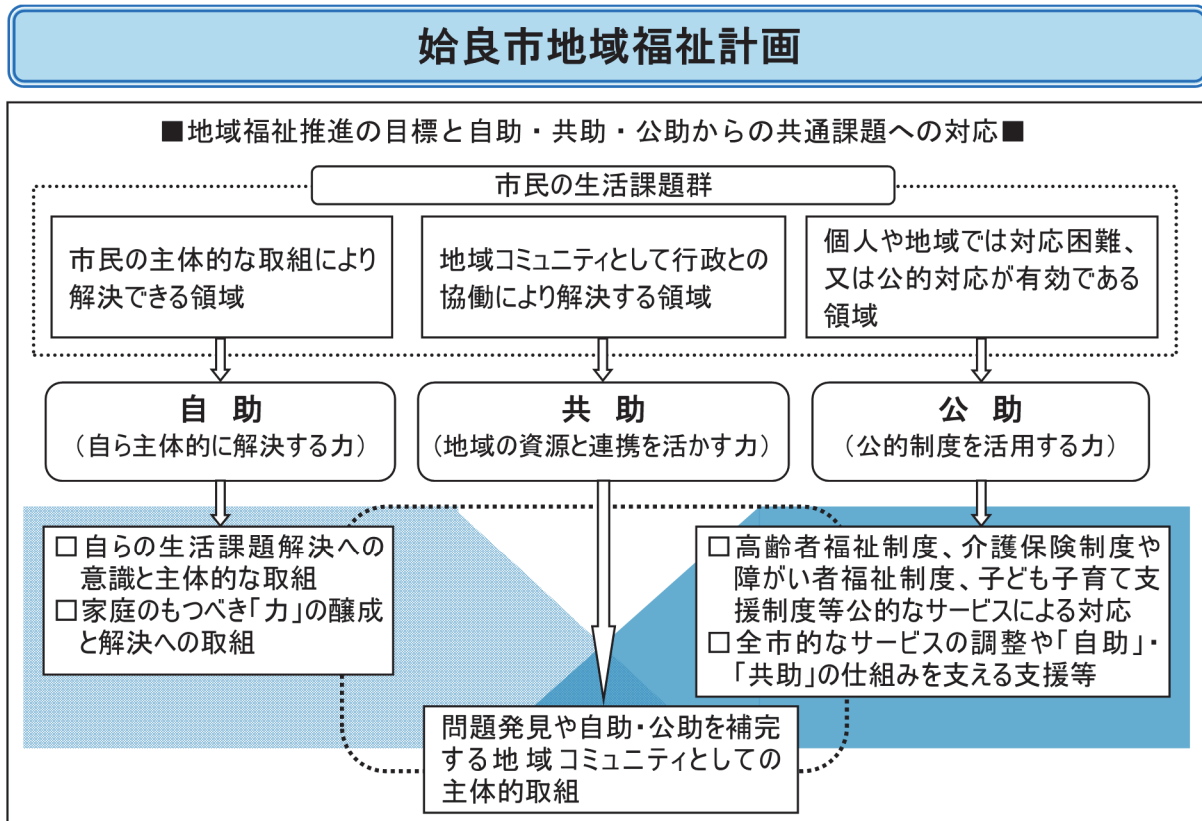
- 本計画や地域福祉活動計画に基づき、地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人などの社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、それぞれの地域の特性に応じた福祉活動を推進します。

行政の役割

- 本計画及び各福祉分野個別計画に基づき、地域福祉を推進する関係機関、団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、住民の福祉ニーズの把握と、各地域の特性に配慮した福祉施策の推進に努めます。
- 住民、地域の組織・団体、福祉サービス事業者、社会福祉協議会など、それぞれの主体が担い期待される役割を果たすことができるよう、情報を提供しネットワーク化を加速させて活動の支援に努めます。



本計画における「自助」「共助」「公助」の考え方



第2次始良市地域福祉計画【概要版】

発行年月日
発行
所在地

平成31年3月
鹿児島県 始良市
始良市役所 保健福祉部 社会福祉課
〒899-5492
鹿児島県始良市宮島町25番地
電話:0995-66-3111 FAX:0995-65-7112